

## ■ 第2章 計画策定の背景

---

- 1 地域福祉を取り巻く国の動向
- 2 当市における地域福祉の現状
- 3 第3期計画における取組の振り返り
- 4 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果の概要
- 5 課題の認識

## 第2章 計画策定の背景



## 第2章 計画策定の背景

### 1 地域福祉を取り巻く国の動向

#### (1) ニッポン一億総活躍プラン

平成28年(2016年)6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな経済社会システム創りに挑戦する考えのもと、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会を創ることが打ち出されました。

この一億総活躍社会を創るための新しい三本の矢(政策の柱)の一つとして、「安心につながる社会保障」が掲げられ、「介護離職ゼロ」という目標を実現するための対応策の一つとして、「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。

同プランでは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」という施策の方向性が示されています。

また、「地域共生社会の実現」に向けた10年間(2016年度～2025年度)のロードマップを示し、「地域課題の解決力の強化」、「福祉サービスの一体的提供」、「総合的な相談支援体制づくり」などの具体的な施策に取り組むことが掲げられました。

#### (2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部及び地域強化力検討会での検討

ニッポン一億総活躍プランで掲げた「地域共生社会の実現」に向け、平成28年(2016年)7月15日、厚生労働省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置されるとともに、同本部の下に、ワーキンググループとして、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域強化力検討会)」が設置され、①「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくり、②地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、③対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材養成課程の改革について、具体策の検討が進められました。

平成29年(2017年)9月12日に公表された地域強化力検討会の最終とりまとめでは、地域共生社会の実現に向けて、5つの視点※を重視しながら取組を進めていくことの必要性が示され、その上で、①他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能の整備、②「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場の設置、③市町村における包括的な相談支援体制の構築について、その具体的な方法や留意点、事例が示されるとともに、それらを踏まえた地域福祉計画のあり方、自治体と国の役割が示されました。

※ 地域共生社会の実現に向けた5つの視点(方向性)

1. それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦【共生文化】
2. すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ【参加・協働】
3. 重層的なセーフティネットの構築【予防的福祉の推進】
4. 包括的な支援体制の整備【包括的支援体制】
5. 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造【多様な場の創造】

(3) 改正社会福祉法の施行(平成30年4月)

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、市町村における包括的な支援体制の整備、市町村地域福祉計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年(2018年)4月1日に施行されました。

【主な改正内容】

1. 支援を必要とする住民及びその世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による課題解決を図ることを地域福祉の理念として明記(法第4条第2項)
2. この理念を実現するため、国及び地方公共団体の責務として、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。」ことを規定(法第6条第2項)
3. 市町村は、地域住民等及び支援関係機関による相互協力のもと、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備に努める旨を規定(法第106条の3第1項)
4. 市町村における地域福祉計画の策定が努力義務とされるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、他の分野別計画の上位計画として位置付け(法第107条第1項)

(4) 地域共生社会推進検討会での検討

改正社会福祉法（平成30年4月施行）の附則において、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされたことを受け、令和元年（2019年）5月16日に、厚生労働省内に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、①市町村における包括的な支援体制の整備のあり方、②地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能等について、検討が進められました。

同年12月26日に公表された最終とりまとめでは、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能を強化するために今後求められる福祉政策の新たなアプローチとして、①専門職による「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくこと、②専門職の伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り（住民相互のつながり）といった双方の視点を重視したセーフティネットの強化を挙げています。

これを踏まえ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、市町村における「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設と、国による財政支援の見直しについて提言しています。

【新たな事業の枠組み】

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援  ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能	○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援  ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援	○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援  ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

※制度別に設けられた国の財政支援を一体的に執行できる仕組みへ見直し

(5) 改正社会福祉法の施行（令和3年4月）

地域共生社会推進検討会の提言を踏まえ、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設を内容とする社会福祉法の一部が改正され、令和3年（2021年）4月1日に施行されました。

この新たな事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業として実施されています。

【参考】「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 （「新たな福祉サービスのシステム用のあり方検討PT」報告）
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン（6/2閣議決定）」に地域共生社会の実現が盛り込まれる。（上記(1)）
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置（上記(2)）
10月	地域強化力検討会の設置（上記(2)）
12月	地域強化力検討会 中間とりまとめ（上記(2)） 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）
平成29年2月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が、「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」を決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立（上記(3)）
9月	地域強化力検討会 最終とりまとめ（上記(2)）
12月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示） 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成30年度予算）
平成30年4月	改正社会福祉法施行（上記(3)）
12月	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成31年度予算）
令和元年5月	地域共生社会推進検討会の設置（上記(4)）
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ（上記(4)）
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（上記(4)）
令和2年6月	社会福祉法改正案の可決・成立（上記(5)）
令和3年4月	改正社会福祉法施行（上記(5)）

## (6) 再犯防止推進法の施行（平成28年12月）

近年、我が国における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）が増加し続け、約半数が再犯者となっている中、安全で安心して暮らせる地域づくりを進める上で、再犯防止対策は重要な課題となっています。

一方、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい育成環境など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人がおり、こうした多岐にわたる課題に対応するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界が生じていました。

こうしたことから、犯罪をした人が地域社会で孤立しないための息の長い支援等を行うため、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力することの重要性が認識され、平成26年（2014年）に、党派を超えた国会議員らによる再犯防止を推進する基本法の制定に向けた検討が開始されました。

この検討に当たっては、法務省のほか、警察庁、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等多くの関係省庁が議論に加わり、平成28年（2016年）12月、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、再犯防止推進法が施行されました。

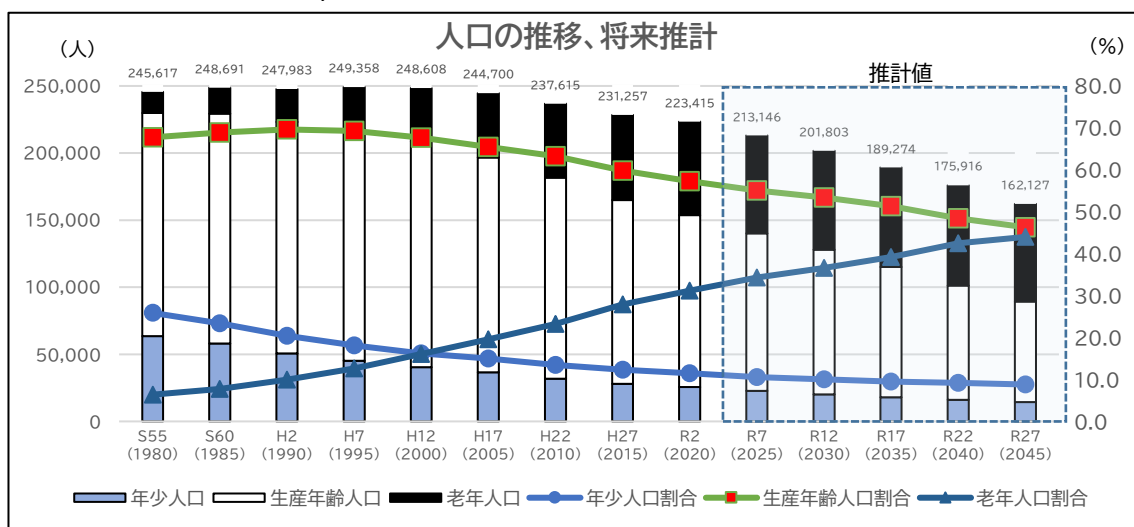
同法において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、国の定める再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定することが市町村の努力義務とされました。



## 2 当市における地域福祉の現状

### (1) 人口の推移、将来推計の状況

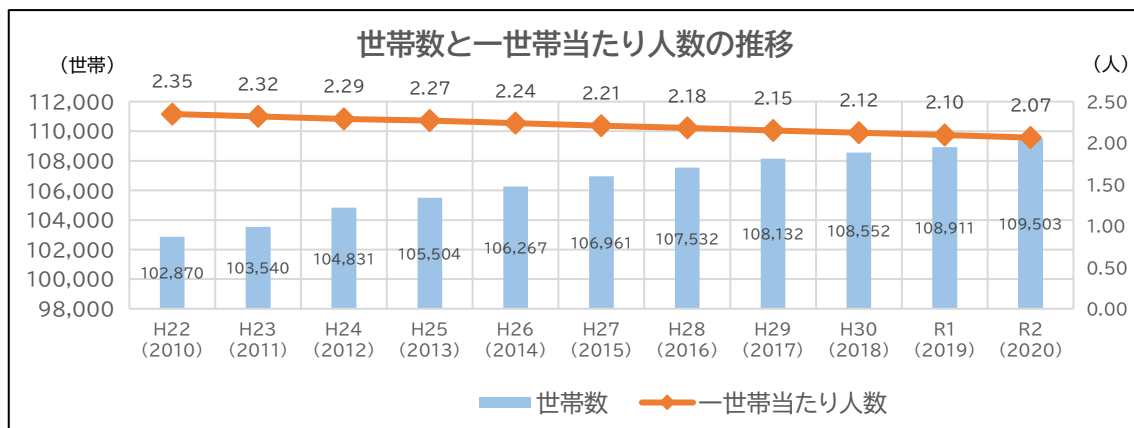
当市の人口は、合併前の平成7年(1995年)における旧南郷村の人口を合わせた249,358人をピークに減少が進み、令和2年(2020年)には223,415人となっています。生産年齢人口(15~64歳)は、平成7年(1995年)の172,582人をピークに減少に転じ、平成17年(2005年)には、老年人口(65歳以上)と年少人口(0~14歳)の構成割合が逆転しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、現状のまま人口減少が続く場合、当市の人口は令和27年(2045年)には162,127人まで減少すると推計されています。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」

### (2) 世帯の状況

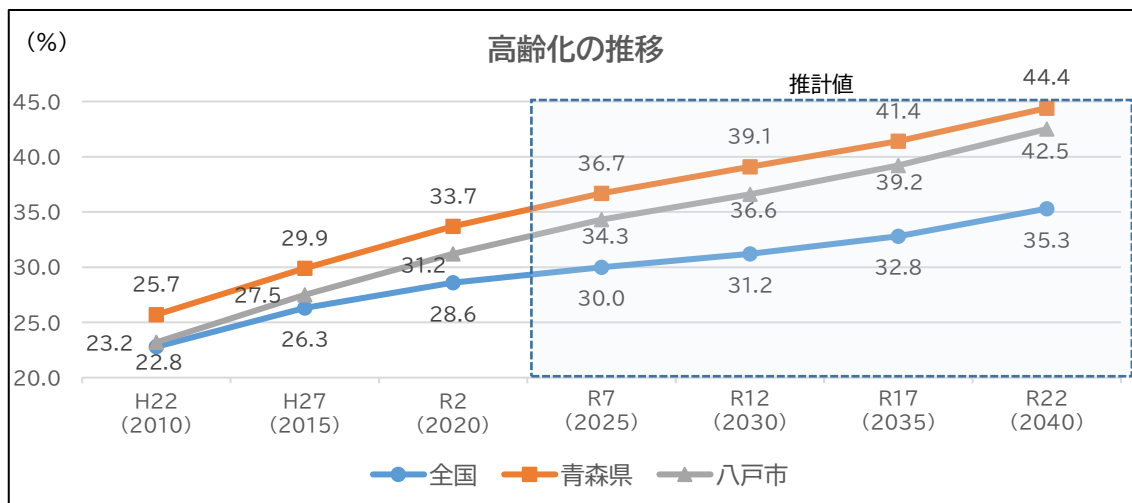
当市の世帯数は、直近の令和2年(2020年)では109,503世帯となっており、10年前の平成22年(2010年)と比較し、約6,600世帯増加しています。一方で、一世帯当たりの人員数は、平成22年(2010年)の2.35人から2.07人に減少しており、核家族化や少子化による影響が及んでいるものと推測されます。



資料：八戸市(各年9月30日現在)

### (3) 高齢化率の状況

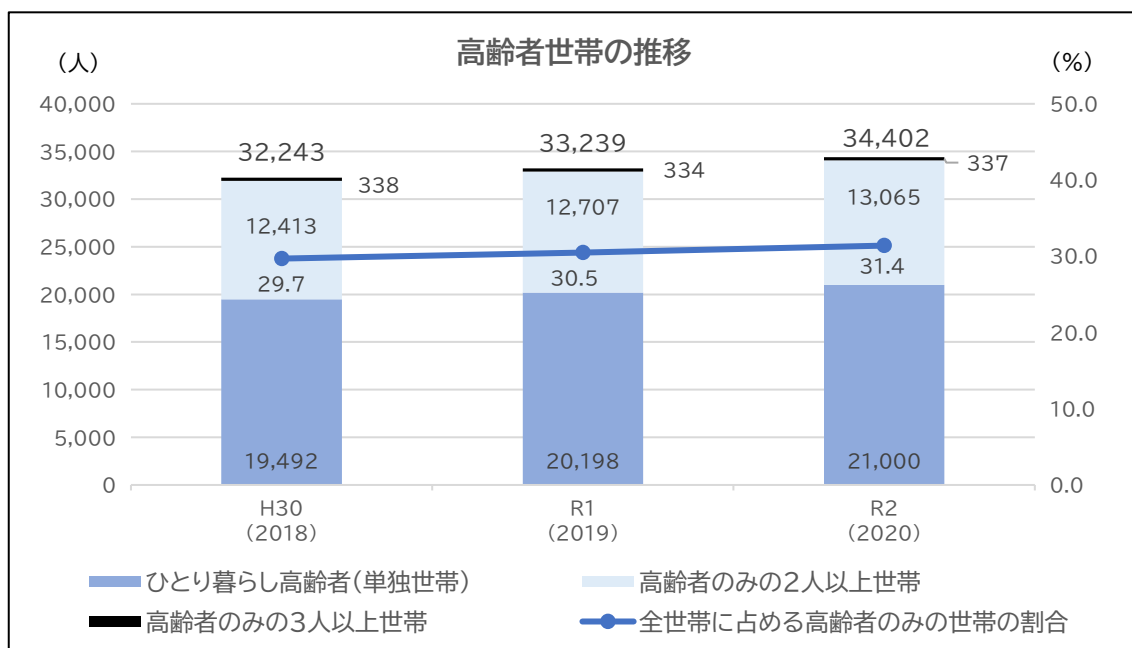
令和2年(2020年)国勢調査における当市の総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は31.2%であり、全国平均(28.6%)よりも2.6ポイント高い状況です。今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高齢化率は42.5%に達し、約5人に2人が高齢者になると推計されています。



資料: H22年(2010年)~R2年(2020年)/総務省「国勢調査」、R7年(2025年)以降/国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」及び「日本の地域別将来推計人口」

### (4) 高齢者世帯の状況

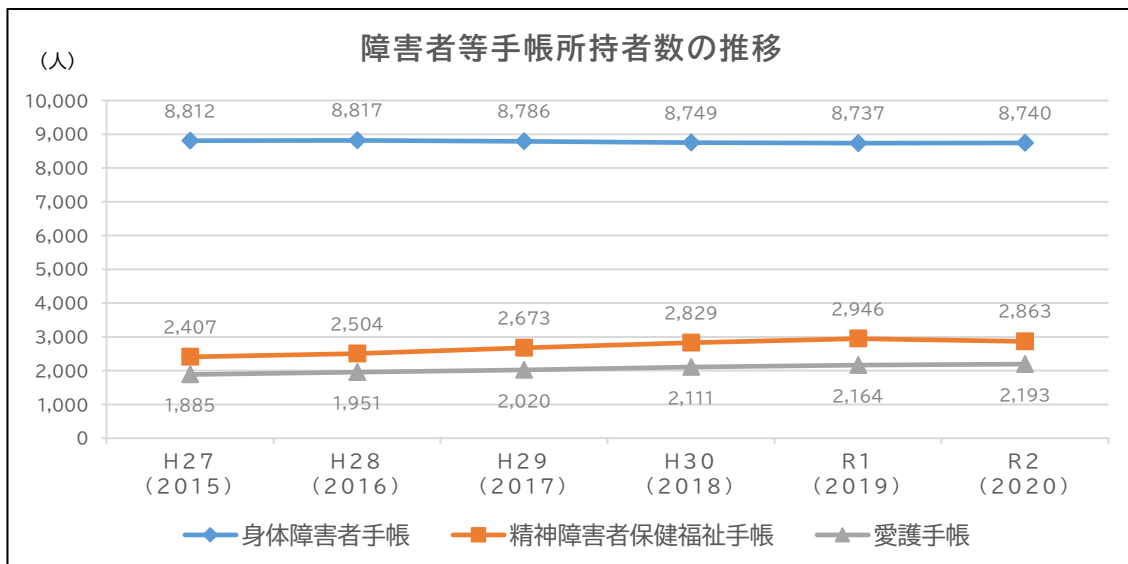
当市の令和2年(2020年)の一人暮らし高齢者は21,000世帯であり、平成30年(2018年)の19,492世帯と比較すると1,508世帯増加しています。また全世界帯に占める高齢者のみの世帯の割合も1.7ポイント増加しています。



資料: 八戸市(各年9月30日現在)

(5) 障がい者の状況

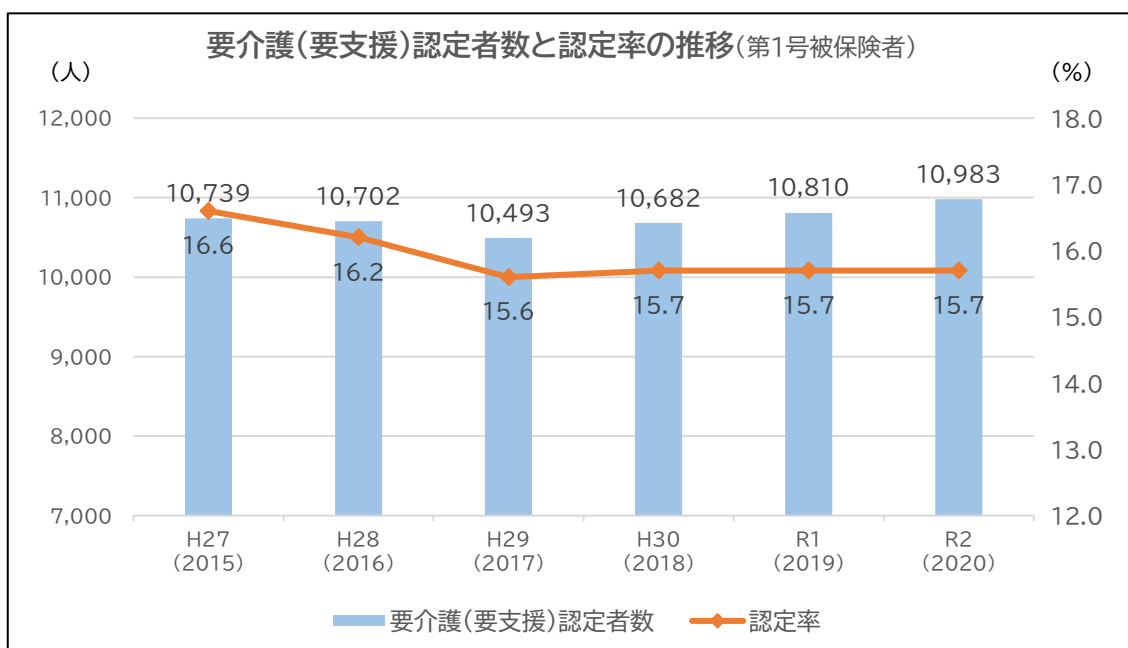
令和2年度(2020年度)の身体障害者手帳所持者は8,740人、精神障害者保健福祉手帳所持者は2,863人、愛護手帳所持者は2,193人となっています。平成27年度(2015年度)と比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者は456人(18.9%)増加しています。



資料：八戸市（各年度末日現在）

(6) 要介護(要支援)認定者数と認定率の状況(第1号被保険者)

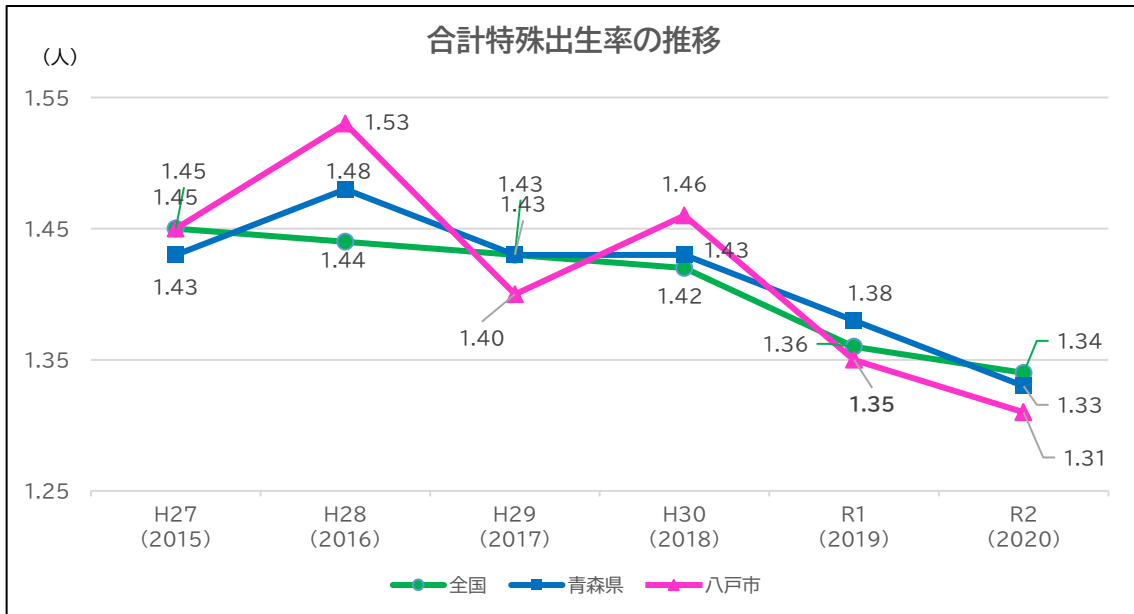
令和2年度(2020年度)の第1号被保険者における認定者数は10,983人、第1号被保険者に占める認定率は15.7%となっています。令和元年度(2019年度)と比較すると第1号被保険者における認定者数は173人増加し、認定率は同率の推移となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、「介護保険事業状況報告(月報)」(各年度末日現在)

(7) 合計特殊出生率の状況

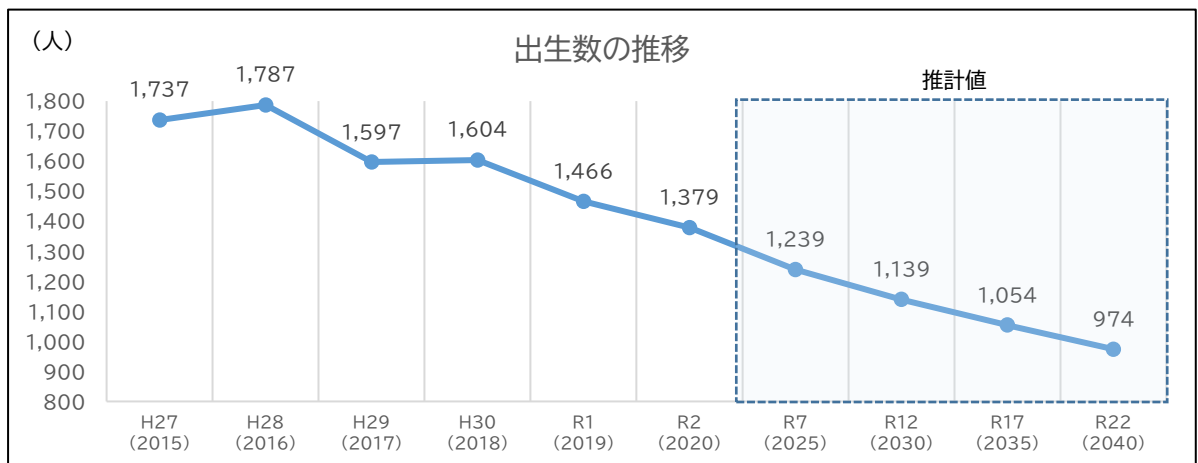
1人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、当市においては、平成28年(2016年)には1.53まで上昇し、全国平均や青森県より高い水準にありました。しかしながら、平成29年(2017年)には1.40に減少し、平成30年(2018年)には1.46に回復したものの、令和元年(2019年)に再び減少に転じ、令和2年(2020年)には1.31となるなど、人口を維持するのに必要な水準(人口置き換え水準:2.07)を大きく下回る状況が続いています。



資料：青森県人口動態統計、八戸市

(8) 出生数の状況と将来推計

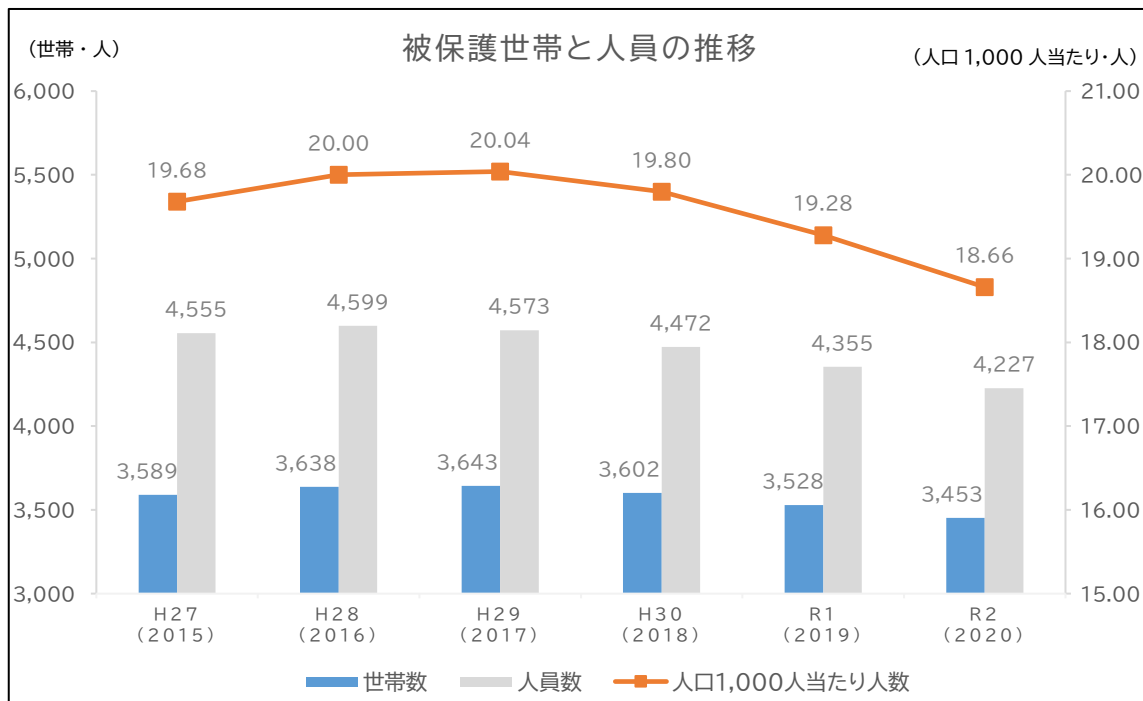
当市の出生数は、平成28年(2016年)には1,787人でしたが、令和2年(2020年)には1,379人となり、408人減少しています。出生数の減少は今後も続くものと見込まれており、令和7年(2025年)に1,239人、令和22年(2040年)には1,000人を下回り、974人になると推計されています。



資料：八戸市「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」

(9) 生活保護の状況

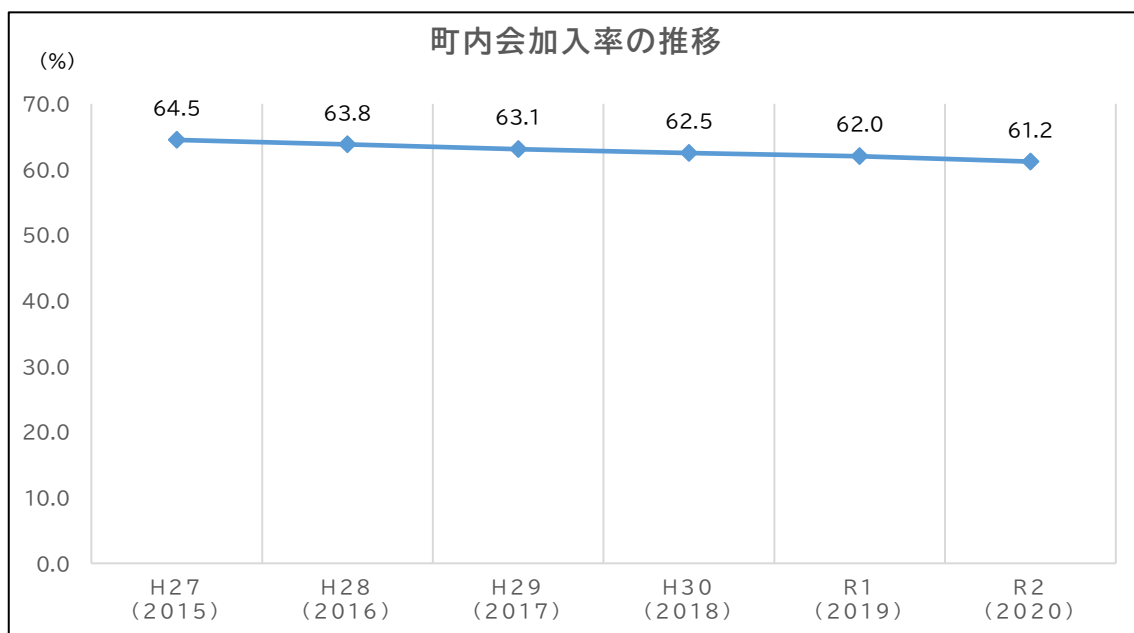
令和2年度(2020年度)における当市の生活保護世帯数は3,453世帯、人員数は4,227人となっており、最も多かった平成29年度(2017年度)の3,643世帯、平成28(2016)年度の4,599人と比較し、減少しています。



資料：八戸市（保護世帯・人員は月平均、人口1,000人当たりの基礎人口は各年4月1日現在の推計人口）

(10) 町内会加入率の状況

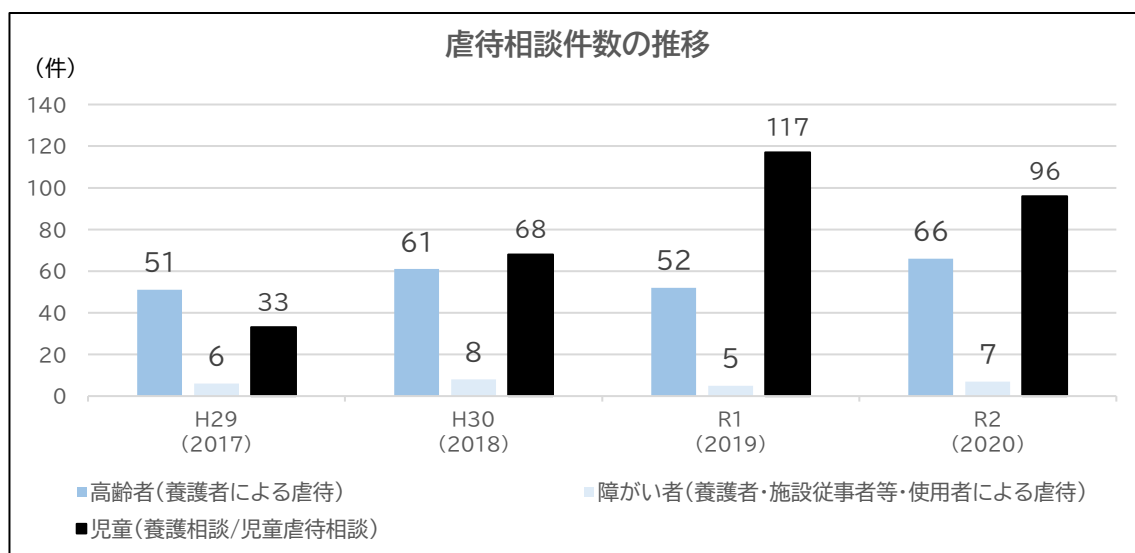
当市の町内会加入率は、平成27年度(2015年度)が64.5%、令和元年度(2019年度)が62.0%、令和2年度(2020年度)が61.2%と減少傾向で推移しています。



資料：八戸市（国勢調査推計世帯数ベース 各年4月1日現在）

(11) 虐待相談件数の状況

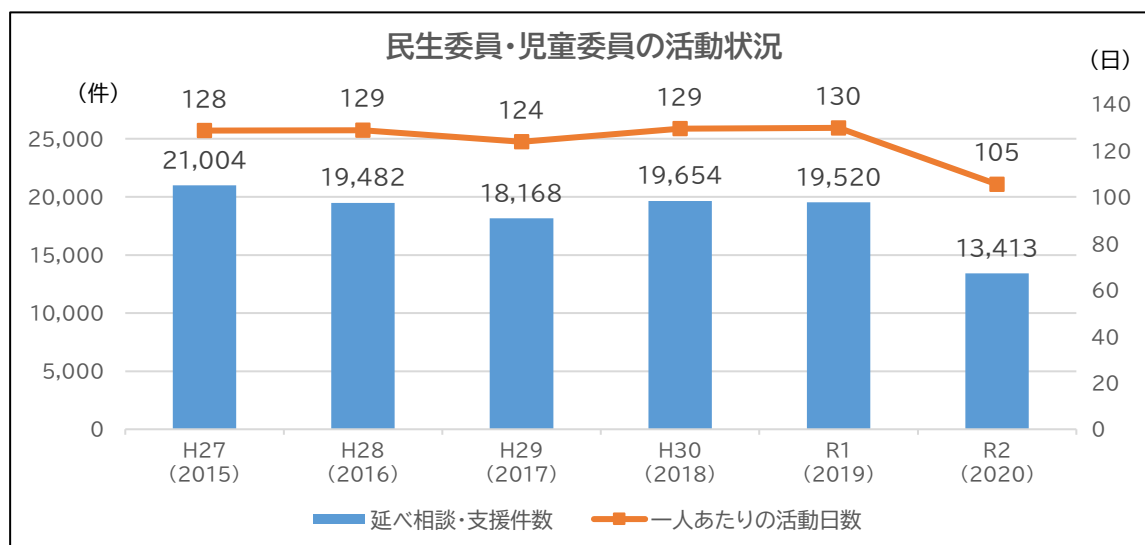
当市の令和2年度（2020年度）の虐待相談件数は、高齢者（市高齢福祉課／地域包括支援センター受付分）が66件、障がい者（市障がい福祉課及び市委託相談支援センターハートステーション受付分）が7件、児童（市子ども家庭相談室受付分）が96件となっており、平成29年度（2017年度）と比較すると、各虐待相談件数は増加しています。



資料：八戸市（各年度末日現在）

(12) 民生委員・児童委員の活動状況

令和元年度（2019年度）の民生委員・児童委員の活動状況は、相談・支援件数が延べ19,520件、一人あたりの活動日数が130日でしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言を受け、一部の活動を自粛したため、相談・支援件数は延べ13,413件、一人あたりの活動日数は105日となっています。



資料：八戸市（各年度末日現在）

### 3 第3期計画における取組の振り返り

第3期計画では、「市民一人ひとりが健康で、共に支え合う安心・安全な地域社会の実現」という基本理念のもと、4つの基本目標を掲げ、施策を展開してきました。

本項では、第3期計画の取組における主な成果と課題について、基本目標ごとに次のとおり整理しました。

#### 基本目標1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会の実現

推進施策	主な事業
1 適切なケアマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> <li>・介護・認知症予防センター事業</li> </ul>
2 高齢者や障がい者等の社会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアポイント事業</li> <li>・高齢者ほっとサロン事業</li> </ul>
3 地域医療の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者就労支援団体ネットワーク事業</li> <li>・救急医療体制の確保</li> </ul>
4 ワーク・ライフ・バランスの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続看護（訪問指導）の実施</li> <li>・男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」発行事業</li> <li>・ロールモデル PR 事業</li> </ul>

#### 【成果と課題】

ケアマネジメントの推進では、市内12の日常生活圏域<sup>1</sup>に、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が配置された高齢者支援センター（委託型地域包括支援センター）を設置し、介護予防や権利擁護の推進が図られたほか、各種相談等の支援を総合的に行うことで地域に密着した活動や高齢者支援のネットワーク構築、高齢者の自立した生活のためのサービス向上などが図られました。

さらに、令和2年度（2020年度）には、介護予防及び認知症予防を総合的に推進していく拠点として、介護予防センターを開設し、保健・医療・福祉の専門職による介護予防相談や各種教室、交流会等を開催するなど、高齢者自らが日頃から健康状態に気を配り、主体的に介護・認知症予防に取り組むことができるような仕組みづくりが進められています。

高齢者や障がい者等の社会活動を支援する取組では、高齢者の閉じこもりや孤独感の解消を目的とした仲間づくりの場として開催される高齢者ほっとサロンの数や実施回数が増加したほか、障がい者の就労支援に関するネットワーク会議や研修会の継

<sup>1</sup> 地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築する区域として、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、市が定める区域。

続的な開催により、就労支援事業所・障がい者団体双方の理解促進と情報共有が進み、障がい者の就労支援の充実が図られています。

一方で、今後も高齢化が進行することが見込まれることから、高齢者支援センターの機能強化やサービスの質の向上を図る必要があり、市地域包括支援センターによる適切な後方支援や両センターの連携強化、職員の資質向上等の取組が求められます。

また、高齢者等の社会活動支援に係る取組の中には、参加者の性別に大きな偏りが見られる事業や深刻な担い手不足に陥っている事業等があり、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを推進する上で、早期にこれら課題の解消を図っていく必要があります。



基本目標2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

推進施策	主な事業
1 自立支援と権利擁護の推進	・生活困窮者自立支援制度
2 相談支援・情報提供体制の充実	・日常生活自立支援事業 ・成年後見センター設置・運営事業
3 きめ細かなサービスの提供と質の向上	・障がい者相談支援事業 ・様々な媒体による情報提供 ・障がい福祉サービスの給付事業

【成果と課題】

生活困窮者の自立支援では、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、自立相談、家計改善、就労準備等の支援事業を一体的に実施する生活困窮者の包括的支援窓口として、平成 27 年（2015 年）4 月に八戸市生活自立相談支援センターを開設し、支援員が、複雑に絡み合って引き起こる生活困窮の要因を分析し、専門機関での適切な支援や新規就労へつなげるなど、生活困窮者の自立促進が図られています。

権利擁護についても、平成 28 年（2016 年）5 月に、成年後見制度の利用支援を含む総合相談、市民後見人の養成及び活動支援、制度の周知及び啓発といった業務を担う八戸市成年後見センターを設置したことにより、年齢や障がいの有無に関係なく利用できる窓口として、相談者の利便性が向上しています。また、平成 29 年（2017 年）3 月からは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として関係機関との連携を強化しており、適切な専門機関や支援制度につなぐことで権利侵害の防止が図られています。

高齢者人口の増加とともに、今後、成年後見制度の需要がさらに高まっていくと考えられることから、継続的な後見人の養成・支援、専門職や関係機関がチームとして後見活動を支援する体制の強化が求められます。

また、相談支援・情報提供体制では、近年、育児と介護に同時に直面する世帯（ダブルケア）や高齢の親と無職独身の 50 代の子が同居している世帯（8050）、ごみ屋敷、ひきこもりといった複合的又は制度の狭間に属する問題を抱える世帯への支援のあり方が課題となっていることから、こうした市民が適切に必要なとされる福祉サービスを受けられるよう、様々な問題について「丸ごと」受け止める相談支援体制の整備を検討する必要があります。

## 基本目標3 共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり

推進施策	主な事業
1 地域の防災・防犯対策の充実	・災害時要援護者支援事業
2 住民同士が支え合う活動の促進	・自主防災組織育成事業
3 ボランティア・NPO活動の支援と協働の推進	・地域の安心・安全見守り活動推進事業
4 暮らしやすい環境の整備	・安全・安心情報発信事業
	・消費生活相談の実施
	・ファミリーサポートセンター運営事業
	・連合町内会連絡協議会連携事業
	・ボランティア活動の促進
	・「元気な八戸づくり」市民奨励金制度
	・低床バスの導入

## 【成果と課題】

地域防災では、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難支援に関し、町内会や自主防災組織等との協定締結を推進した結果、平成28年（2016年）3月末に9団体だった締結数が、令和3年（2021年）3月末には24団体に増加し、民生委員等の地域支援関係者と連携した避難支援体制の充実が図られました。

また、市内事業者の協力を得て実施している見守り活動やメール・アプリによる安全・安心情報の発信、専門相談員による消費生活相談などの各種取組を通じて、防犯対策の充実や消費者被害の未然防止が図られ、住民の安全・安心につながっています。

住民同士の支え合い活動では、ファミリーサポートセンターでの育児援助をはじめ、ほのぼの交流協力員による一人暮らし高齢者等の見守り・交流、町内会の組織強化等に取り組んだほか、ボランティア・NPO活動への支援では、ボランティア養成研修の開催や市民団体等が自主的に行うまちづくり活動への奨励金の交付などを行い、ボランティア活動や市民活動、地域コミュニティ活動の活性化につながっています。

暮らしやすい環境づくりでは、体験型講習会の開催を通じて市民のバリアフリー意識の醸成に取り組んだほか、低床バスの導入を進め、令和3年度（2021年度）には、全ての市営バス車両の低床化を実現しました。

さらに、平成31年（2019年）3月の八戸市手話言語条例の制定を受けて、ろう者とろう者以外の者とが互いに支え合いながら共生する地域社会の実現を目指し、手話に対する理解促進と手話の普及に向けた取組が始まっています。

誰もが安心して暮らせる地域づくりを今後さらに推進するためには、地域における支え合いの仕組みをより強固なものに発展させる必要があります。そのためには、地域住民一人ひとりの理解を深め、多くの住民に支え合いの輪に加わってもらう必要があることから、支え合いに関する意識啓発に努めるとともに、地域の関係者で課題を共有し、それぞれの地域の実情に合わせて解決を図ることができる体制づくりを支援していくことが必要です。

#### 基本目標4 福祉の心づくりと人材育成

推進施策	主な事業
1 地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス事業者の育成及び連携</li> <li>・民生委員・児童委員への研修</li> </ul>
2 福祉教育の推進と福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健推進員活動</li> <li>・認知症サポーター養成事業</li> <li>・障がい者就労サポーター養成事業</li> </ul>
3 世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の地域活動</li> <li>・鷗盟大学運営事業</li> <li>・健康教育・健康相談事業の実施</li> <li>・三世代交流事業</li> </ul>

#### 【成果と課題】

地域福祉を担う人材や団体等の育成、支援では、研修会や講座の開催を通じて民生委員・児童委員や保健推進員、認知症サポーター、障がい者就労サポーターといった地域の保健福祉活動を担う人材の育成と資質向上に取り組んだほか、本市における民間の地域福祉活動の中核機関である八戸市社会福祉協議会の運営支援を行い、担い手の掘り起こしと育成、地域福祉活動の基盤強化を図りました。

福祉教育の推進では、各種イベントへの中学生・高校生のボランティア参加を促し、地域社会の一員としての自覚と関心を深める契機としたほか、小学校から高校、専門学校まで幅広い年代を対象に、福祉体験学習の実施や学校ボランティア活動への費用助成を行うなど、次世代を担う青少年の福祉意識の醸成に取り組んできました。

地域共生社会の実現には、地域福祉活動を担う人材の育成が不可欠であり、そのためには、学齢期からの継続的な福祉教育を始め、福祉活動へのきっかけづくり、活動している個人・団体への支援といった取組が重要となります。

今後も、これらの取組を進め、より多くの市民が地域における支え合いの輪に参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

## 4 第4期計画の策定に係るアンケート調査結果の概要

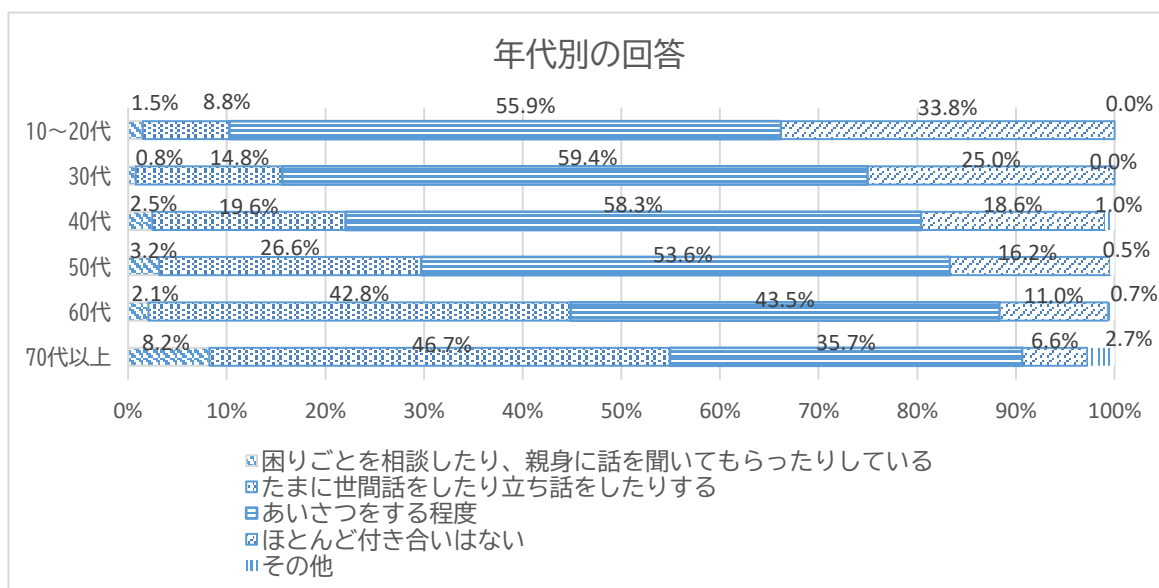
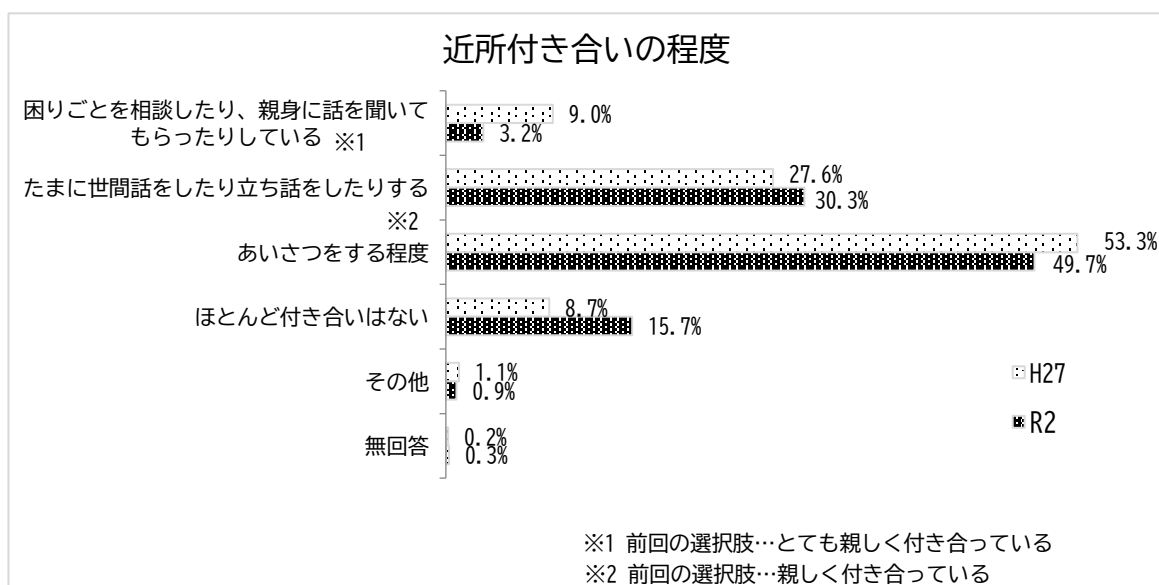
第4期計画策定に当たり、市民の皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握し、地域福祉の推進に向けた計画づくりの基礎資料とするため、18歳以上の市民2,000人を対象にアンケート調査を実施しました。(有効回収数1,107人)

主な項目では、次のような回答結果となりました。

(アンケート調査結果の全体は、71～96ページに掲載)

### 問1) ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。

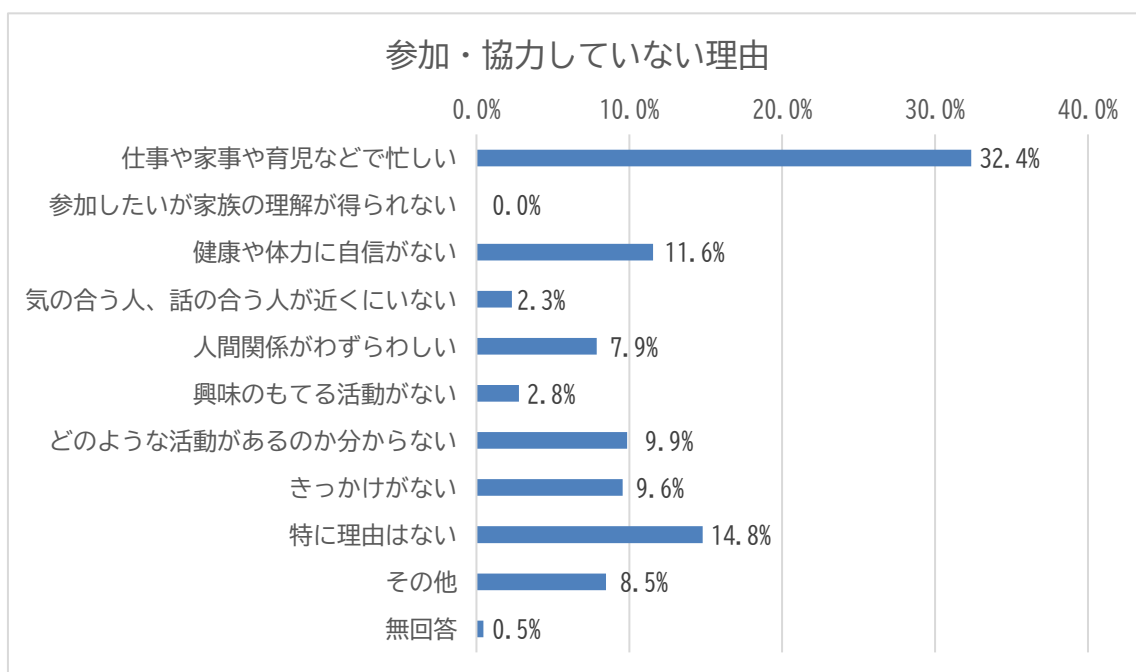
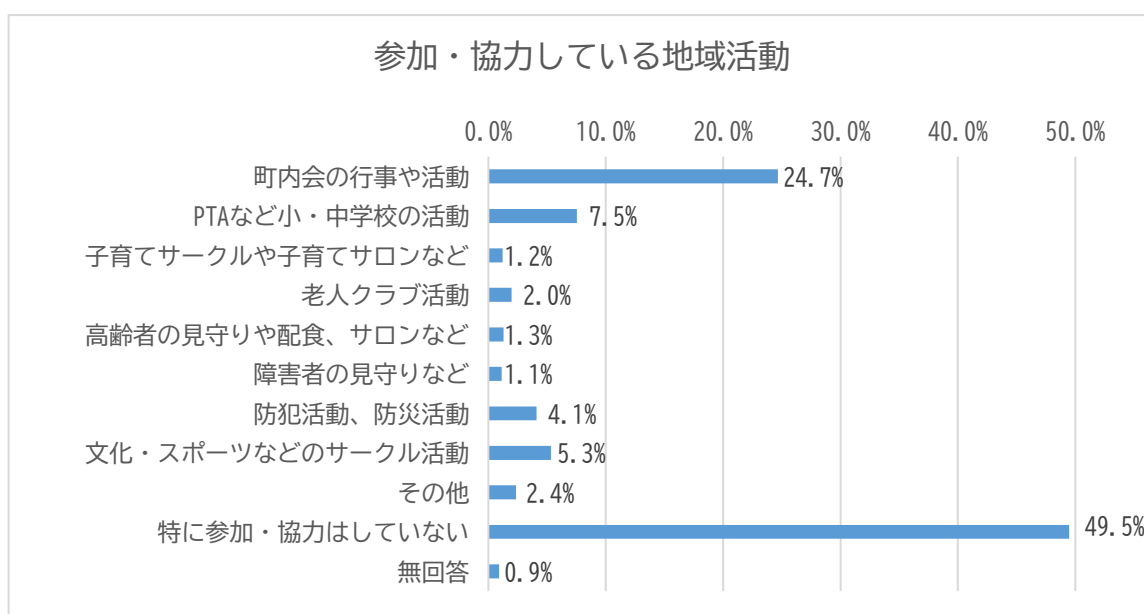
全体では、「あいさつをする程度(49.7%)」の割合が最も高く、約半数を占めています。また、「ほとんど付き合いはない(15.7%)」の割合が、前回調査時(平成27年)から1.8倍に増加しており、近所付き合いの希薄化が一層進行している状況が伺えます。



問12) 地域のどのような活動に参加したり、協力したりしていますか。

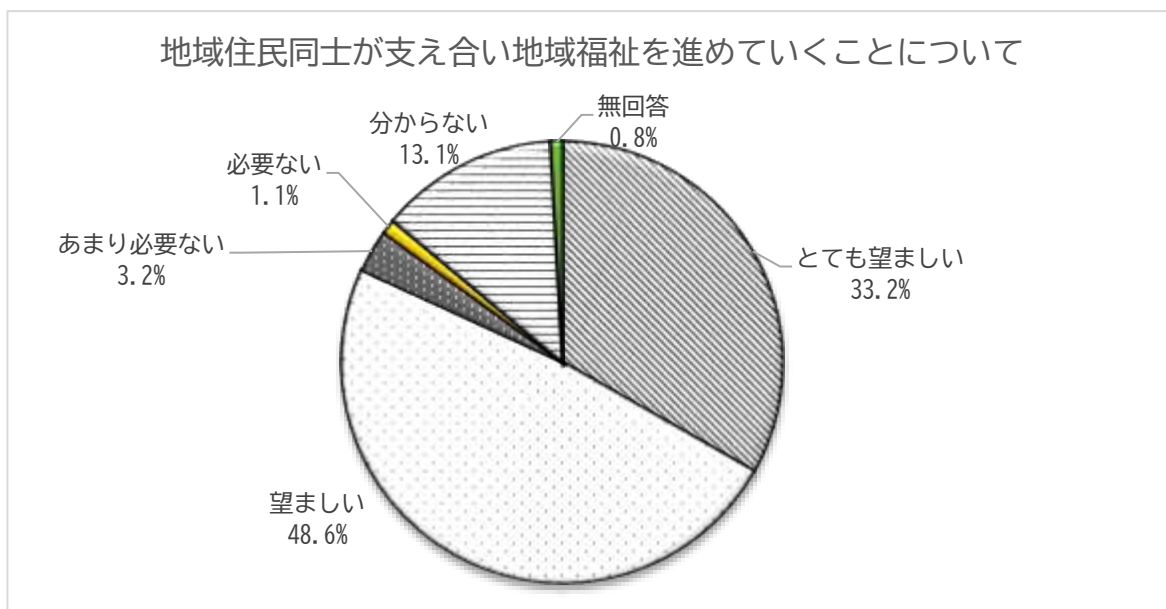
「町内会の行事や活動」が24.7%、「PTAなど小・中学校の活動」が7.5%となった一方で、「特に参加・協力はしてない」と回答した方が49.5%と約半数を占めています。これは、身近な地域における住民同士の支え合いを進める上での課題として受け止める必要があります。

なお、参加・協力していない理由としては、「仕事や家事や育児などで忙しい(32.4%)」が最も多かった一方で、「どのような活動があるのか分からない(9.9%)」、「きっかけがない(9.6%)」といった理由も相当数あったことから、対象となる層に向けた効果的な情報発信のあり方を検討する必要があります。



問7) 地域の住民同士が「支え手」や「受け手」となり、お互いに支え合いながら地域福祉を進めていくことについて、どのように思いますか。

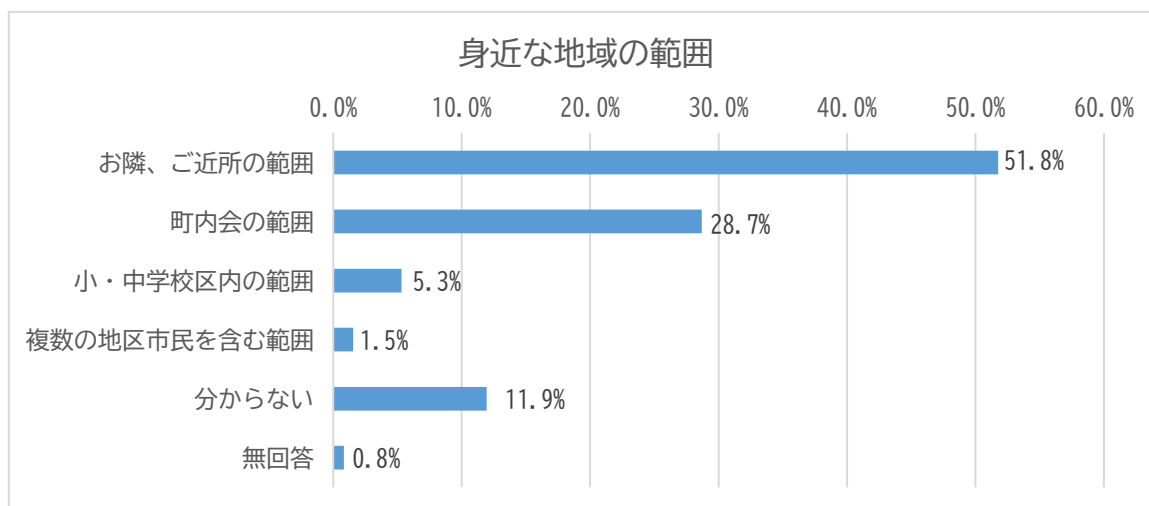
「とても望ましい」が33.2%、「望ましい」が48.6%と、全体の8割を超える方が、地域で課題解決を図る仕組みづくりについて、前向きに捉えていることが分かります。



問8) 住民同士の支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」は、どの範囲ですか。

「お隣、ご近所の範囲（51.8%）」と回答した方が最も多く、「町内会の範囲（28.7%）」と回答した方と合わせると全体の約8割となっています。

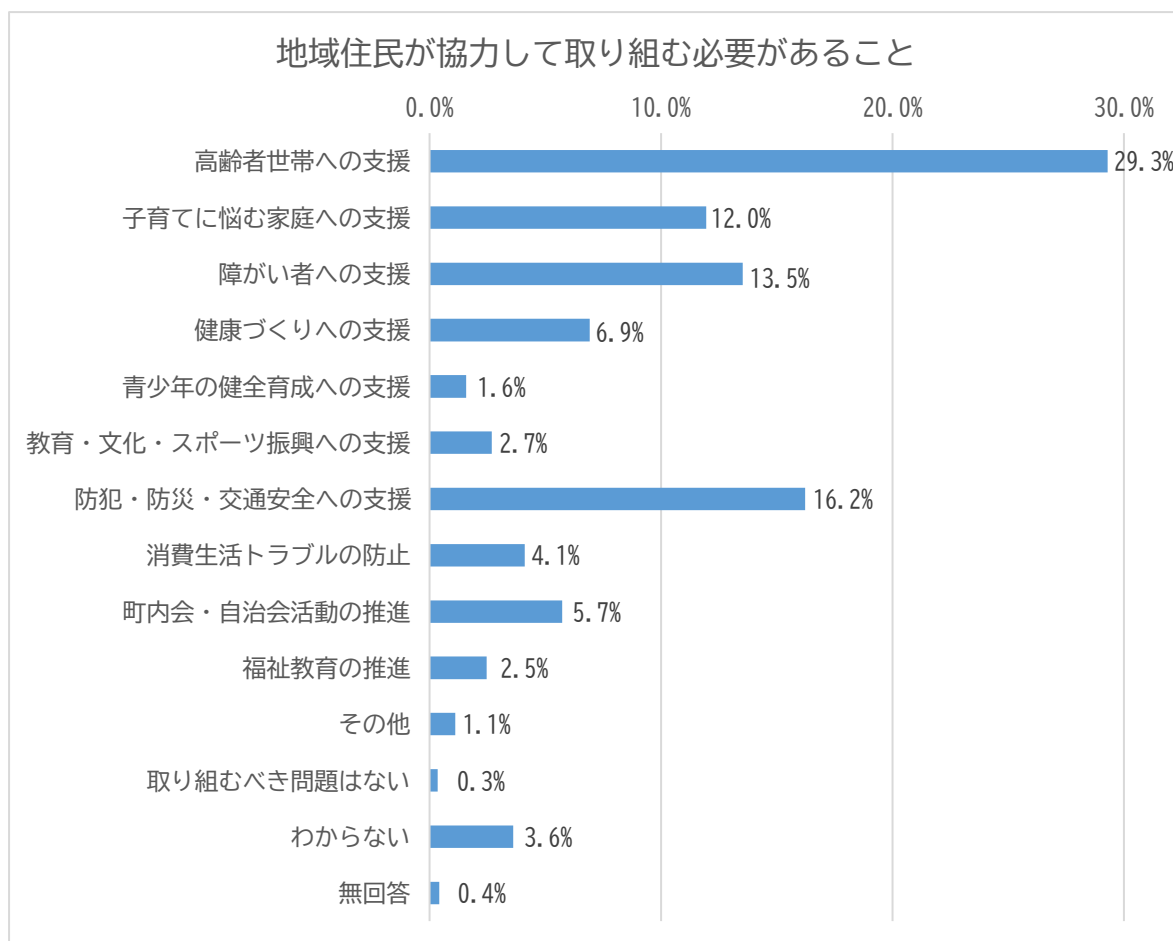
住民同士の支え合いの基盤づくりを進めるに当たっては、このような「圏域」の感覚を意識する必要があります。



**問9) 地域の人達が協力して取り組んでいくことが必要だと思うことはなんですか。**

全体では、「高齢者世帯への支援 (29.3%)」が最も多く、次いで、「防犯・防災・交通安全への支援 (16.2%)」となり、前回調査時 (平成27年) と同様の結果となりました。

また、「町内会・自治会活動の推進」の割合が5.7%と低く、住民自治活動に対する関心の低さが伺えます。

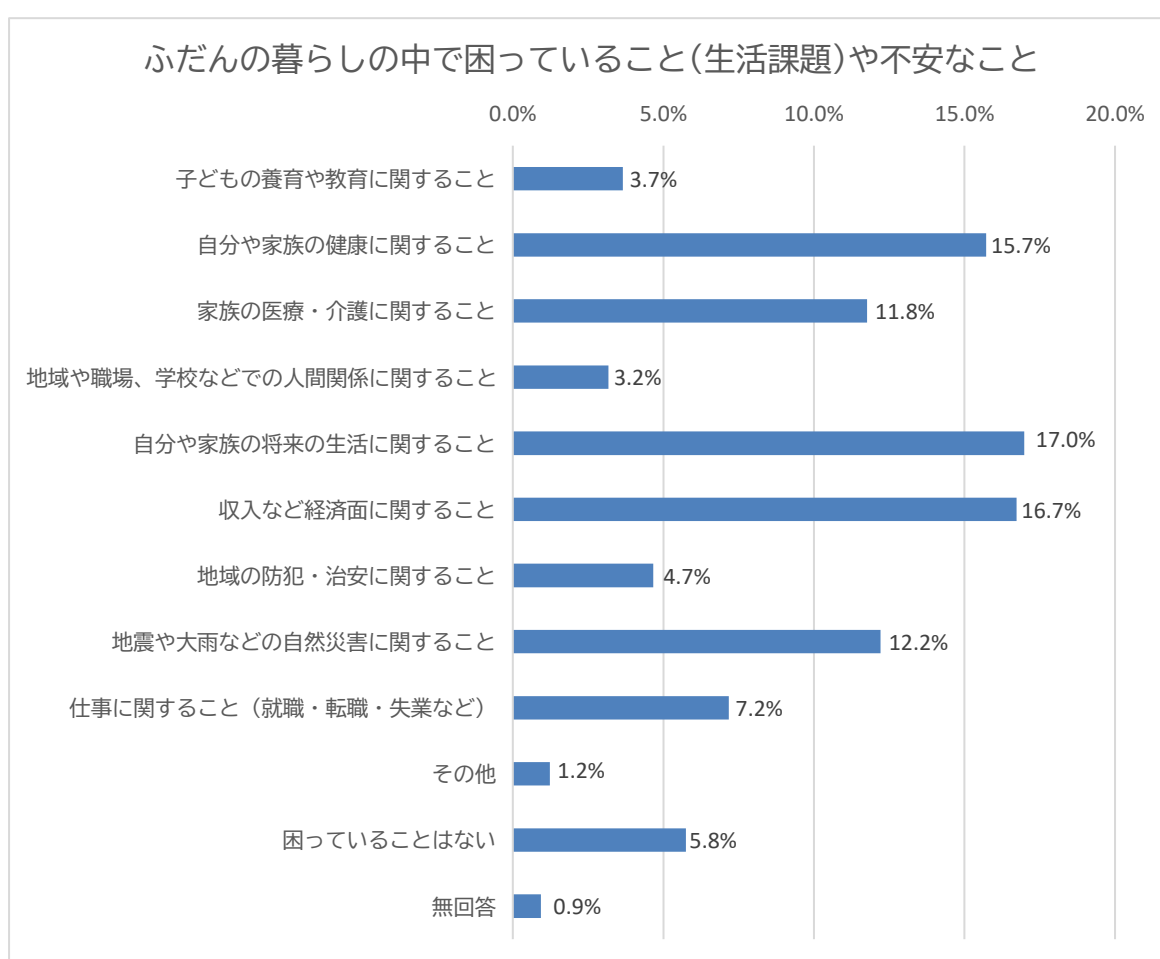


### 問 14) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることがありますか。

全体では、「自分や家族の将来の生活に関すること（17.0%）」が最も多く、次いで、「収入など経済面に関すること（16.7%）」、「自分や家族の健康に関すること（15.7%）」が同水準で多くなっています。

また、「地震や大雨などの自然災害に関すること（12.2%）」や「家族の医療・介護に関すること（11.8%）」の割合も比較的高くなっています。

これらの課題を抱える方の中には、複数の課題に同時に直面し、それぞれが複雑に絡み合っ解決が困難となっているケースもあると考えられるため、相談支援体制の充実を図る上で留意が必要です。

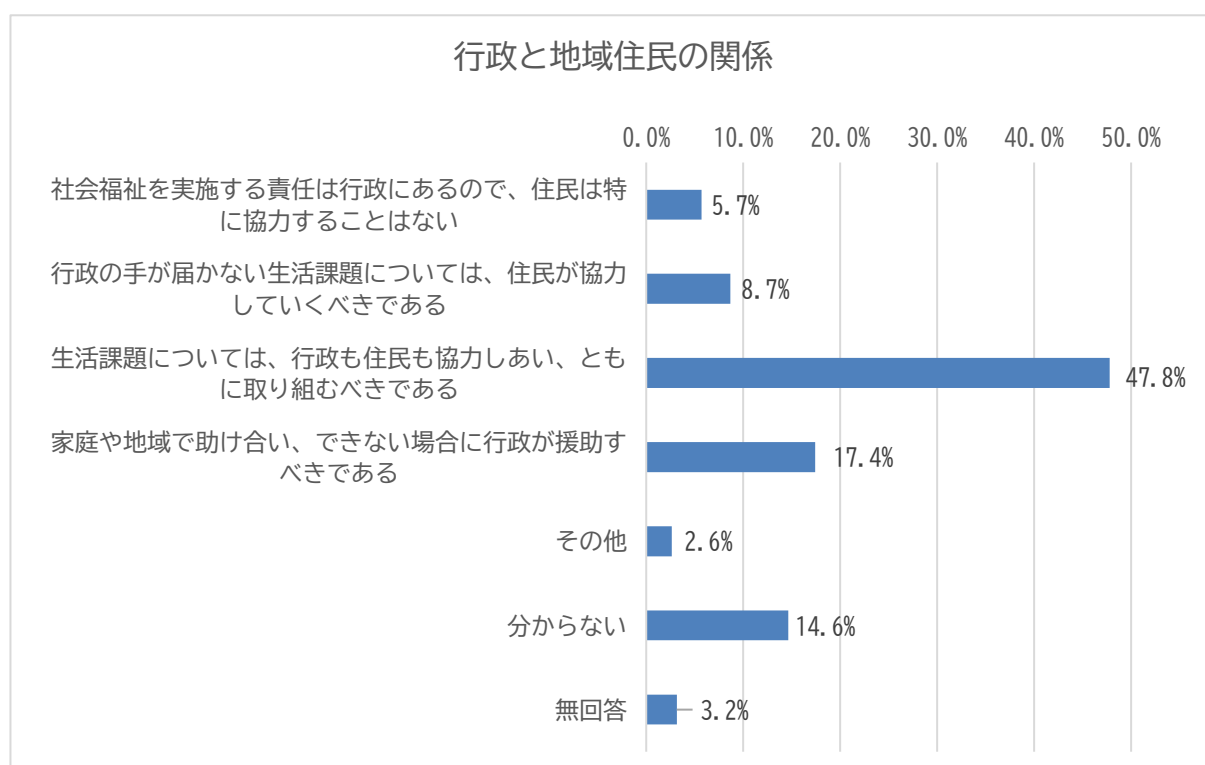




問 16) ふだんの暮らしの中で困っていること（生活課題）や不安に思っていることを解決するためには、行政と地域住民の関係はどうあるべきだと思いますか。

「行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである（47.8%）」が最も多く、次いで、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである（17.4%）」となり、全体の6割を超える方が、生活課題の解決に主体的に取り組む姿勢を持ち、行政との協働について前向きに捉えていることが伺えます。

このことから、家庭や地域における課題解決力の向上に向け、地域住民が地域の資源と結びつき、協力して課題を把握し、解決を試みることができるような体制づくりを進めることが重要と考えられます。



## 5 課題の認識

### (1) 困りごとや不安を抱える市民の増加

高齢化が進行する中であって、かねてより、多くの高齢者にとって健康や医療・介護に関する大きな不安要因となっていました。近年は、国内において頻発化・激甚化する自然災害、高齢者を狙った特殊詐欺による被害の深刻化などが加わり、市民の安全・安心を脅かす要因が増加しています。

また、長期化する新型コロナウイルス感染症の流行は、感染することへの不安や雇用環境の悪化からくる収入面の不安、終息が見通せないことによる将来への不安などを誘発し、その影響はすべての年代に幅広く及んでいます。

これを裏付けるように、市が実施したアンケート調査でも、「ふだんの暮らしの中で困っていることや不安に思っていることはない」と回答した人の割合が5.8%となり、前回調査時（平成27年）の14.9%から大きく減少しています。

困りごとや不安を抱える市民が増加していることについては、誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結び付いていないことなどにより、問題が長期化・深刻化していることも一因となっていると考えられることから、市民に身近な圏域を単位とした相談支援の体制づくりが課題となっています。

### (2) 複合的な課題や制度の狭間にある課題への対応

アンケート調査では、ふだんの暮らしの中で困っていることや不安に思っていることについて「自分や家族の将来（17.0%）」、「収入などの経済面（16.7%）」、「自分や家族の健康（15.7%）」が上位となりましたが、一方で、6割を超える方が複数の困りごとや不安を抱えていることも分かりました。

高齢者や要介護認定者が増加する中、例えば、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（8050）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）のような複合的な課題を抱え、それらが複雑に絡み合って解決が困難になっているケースもあると推測されます。

また、ひきこもりや子どもの貧困、高齢者のセルフネグレクト（自己放任）<sup>2</sup>など、既存の公的制度では十分な対応が難しい「制度の狭間」の課題についても、自ら支援を求めることができない、あるいは、そもそも本人が問題意識を持っていないといったケースも多く、そのため、課題が表面化しづらく、対応が難しくなっています。

複合的な課題への分野の枠組みを超えた包括的な相談支援のほか、制度の狭間にある課題を把握し必要な支援につなげる体制づくりが課題となっています。

<sup>2</sup> 本人の意思で、又は認知症やうつ症状が影響して判断能力や生活意欲が低下することで、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態。

### (3) 地域でのつながりの希薄化

当市の人口は、平成7年(1995年)をピークに減少が進んでいますが、一方で、世帯数は年々増加しており、一人暮らし高齢者などの単身世帯の増加がその要因となっています。

また、アンケート調査では、近所付き合いの程度について、「ほとんど付き合いはない(15.7%)」の割合が、5年前の調査から1.8倍に増加したほか、地域活動への参加状況についても、約半数の方が「参加・協力していない」と回答しており、近所付き合いを含む地域での住民同士のつながりの希薄化が進行している状況が伺えます。

こうしたつながりの希薄化は、地域における助け合いや支え合い機能を弱体化させ、社会的孤立を生む要因になるほか、防災や防犯、高齢者や子どもの見守りなどといった市民の安全・安心を守る地域活動への影響も懸念されます。

地域における住民同士のつながりの再構築とともに、地域住民が主体的に地域生活課題の解決を試みることができるような環境づくりが課題となっています。

### (4) 地域福祉活動の担い手不足

当市の町内会加入率は、近年、減少傾向で推移しており、地域住民が協力して暮らしやすい生活環境を整えていくことに関して、意識や関心が低下している様子が伺えます。

アンケート調査でも、30代で約59%、40代で約48%、50代で約57%の人が、地域活動やボランティア活動に「特に参加・協力はしてない」と回答しており、地域福祉活動の担い手として期待される世代からの参加や協力が得られていない現状が明らかになりました。

また、参加・協力していない理由として、「仕事・家事・育児などで忙しい(32.4%)」が最も多かった一方で、「どのような活動があるのかわからない」、「きっかけがない」、「特に理由はない」の合計が34.2%を占め、今後、これらの人々に活動の場に参加してもらえるような取組を強化する必要があります。

学齢期からの福祉教育を始め、様々な手段・機会を通じて、地域福祉に関する市民一人ひとりの意識・関心を高め、担い手を確保することが課題となっています。